

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

有限会社 菊地木材

平成22年12月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I. 有限会社 菊地木材の概要・確認資料一覧

II. 審査経過

III. 審査における判定事由書

I. 有限会社 菊地木材の概要

1. 申請者名称 : 有限会社 菊地木材 代表者 菊地信男
(所在地) 北海道紋別郡興部町字宇津 102 番地

2. 認定事業体名 有限会社 菊地木材

3. 認定対象業種 素材生産・販売

4. 沿革・概要

有限会社菊地木材は、北海道紋別郡興部町を起点とし、素材生産を専門に行っている事業体である。

平成の初め頃から、いち早く高性能林業機械の導入を図り、作業の安全性、重労働の軽減、若い人材の確保に努めている。

公有林(紋別郡興部町管内)とオホーツク中央森林組合の請負に重点を置いて事業展開している他、一般民有林の立木買いによる素材生産も実施している。

今回の SGEC 事業体認定への取組は、地域で持続可能な森林経営を実現させるため、森林認証に一体となって取り組もうと結成された「オホーツクフォレストネットワーク」の取組に共鳴し、地域の素材生産業者として、認証材の適正な分別・表示と流通を担おうとするものである。

沿革と概要は以下の通りである。

【沿革・概要】

○設 立 昭和 49 年 8 月 29 日

○主 な 事 業 素材生産、販売業及び伐出請負業

○資 本 金 300 万円

○年間売上高 9,600 万円

○従 業 員 数 役員 3 名、現場 3 名、事務員 1 名 計 6 名

○沿 革

- ・昭和 26 年 6 月 菊地儀明が国策パルプ（現 日本製紙）の請負を始める。
- ・昭和 49 年 8 月 有限会社 菊地木材 設立
- ・平成 2 年 12 月 高性能機械プロセッサを導入
- ・平成 7 年 2 月 代表を菊地信男に変更

■現場管理体制

作業員体制					
代理人 菊地信男		トラック 吉村順一 (責任者)			
吉村順一					
太田裕文					
※ 現場の状況により変更あり					

■取得資格等一覧

	チェーンソー	移動式クレーン	玉掛け	はい積み作業	車輛系建設
菊地信男	○	○	○		○
吉村順一					○
太田裕文			○	○	○

- ①チェーンソー ②移動式クレーン運転技能講習 ③玉掛け技能講習
④はい作業主任者技能講習 ⑤車両系建設機械運転

■所有機械一覧

No.	機 種	ベースマシン	アタッチメント	導入資金
1	プロセッサ	キャタピラ312C	イワフジGP45A	自己資金
2	プロセッサ	キャタピラ312C	イワフジGP45A	自己資金
3	グラップルソー	キャタピラ312B	イワフジGS95LSH	自己資金
4	グラップル	キャタピラ312D	イワフジGS90LJ	自己資金
5	グラップル	キャタピラ312C	イワフジGS90LJ	自己資金
6	フェラバンチャー	キャタピラ312C	イワフジGF40CA	自己資金
7	フォワダー	キャタピラLD700		自己資金
8	ブルドーザ	キャタピラD4H		自己資金

5. 木材・木製品の年間取扱実績

○期間(1年) 平成21年1月1日～平成21年12月31日

○木材・木製品の取扱量 原木取扱量 2,143 m³ (立木買生産)
4,321 m³ (請負生産)

6. 分別・表示管理体制

SGEC 認定事業体としての有限会社 菊地木材(以下:同社)の役割は、管轄地域内の認証森林での伐採、搬出、山土場検収、運材までを想定している。これらの行程は、認証森林であることの確認を怠らなければ、分別・表示は容易である。

同社では、SGEC 認証林産物総括管理責任者のもと、「SGEC 分別・表示システムの諸規程に則り、認証森林から産出された林産物の適切かつ効率的な利用を目的」とした「認証林産物の分別・表示管理方針」及び「認証林産物の分別・表示管理計画」、「認証林産物の生産・出荷工程図」を定めて、作業工程での分別・表示管理の徹底を図ることとしている。

なお、素材生産は、持続可能な森林経営の行われている森林内での作業であることから、作業実行段階でのマニュアルである「認証森林」伐採・搬出作業マニュアル」を作成し、現場職員に対する分別・表示管理の徹底と、「持続可能な森林経営」に対する教育・指導體制を構築していることを確認した。

【主な確認資料】

- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 認証林産物の分別・表示管理計画書
- ・ 認証林産物の分別・表示管理体制
- ・ 認証林産物の生産・出荷工程図
- ・ 「認証森林」伐採・搬出作業マニュアル
- ・ 安全管理計画
- ・ 緊急時の体制及び対応
- ・ 認証林産物 素材入荷在庫管理表
- ・ 土場敷地配置図

II. 審査経過・確認資料一覧

有限会社 菊地木材の審査経過

審査は、(社)全国林業改良普及協会 認証審査センターの兒島裕、坂東忠明、宇佐美均の3名が下記の通り行った。

【審査申込】

平成22年10月5日／審査申込

(内 容)

1. SGEC 分別・表示システム実施要領説明
2. 全林協の審査手順についての説明
3. 審査申込書の受付、関連資料の確認

【認定審査】

平成22年11月10日／書類確認及び現地確認

(場 所)

有限会社 菊地木材事務所及び 土場

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター

審査員 兒島 裕

専門審査員 坂東忠明

(出席者)

有限会社 菊地木材 代表取締役 菊地信男

(内 容)

1. 事務所において事業の概要、現行の木材の流れ及び管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、分別・表示管理の体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
2. 土場において、「認証林産物の生産・出荷管理工程図」に基づき、認証材置き場、原木の分別状況を確認した。
3. SGEC 分別・表示システム及び、管理方針、分別・表示管理計画・体制等の遵守意志を担当者に確認した。

【審査判定】

平成 22 年 12 月 20 日

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社代表取締役・農学博士	西村 勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸
(社) 林木育種協会理事	真柴 孝司

(事務局)

(社) 全国林業改良普及協会専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一
同 認証審査センター	宇佐美 均

(内 容)

1. 現地認定審査の結果を報告するとともに、SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査判定を行った。
2. 提出資料、生産現場での管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等から、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. 有限会社 菊地木材の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、全林協「SGEC 事業体認定基準・指標」の 15 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて「認定審査」を行い、審査委員会に諮ったところ、有限会社菊地木材は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。「向上目標」は、今後の年次「管理審査」において、重点的に達成度がチェックされる項目である。

【向上目標】

1. 認証林産物の取扱はこれからであることから、関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書の趣旨を徹底すること。 (基準 2-4)
2. 詳細な産地情報を求める消費者の要望が、高まってきていることから、川上事業体として、「認証材産地出荷証明書」に関わる、より詳細な情報の記録・保存に努めること。 (基準 4-3)

【判定事由】

判定事由の詳細は、以下の通り。

基準	指標	確認事項	判定
基準1 認定事業体としての適合性	1.1. 持続的に事業活動を行いうる事業体である。	(有)菊地木材(以下:同社)は、北海道紋別郡興部町を拠点として素材生産を行っている事業体である。平成の初め頃から、高性能林業機械を導入し、現在、年間約 6,500 m ³ (請負・買取)の素材生産を実施している。 近年は興部町有林やオホーツク中央森林組合の請負に重点を置いて活動しており、地域林業に寄与し、持続的に事業活動を行いうる事業体である。	妥当
	1.2. 認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合している。	同社は、素材生産業者として地域産材の利用促進に努めており、SGEC 認定事業体として、事業目的・内容が適合している。	妥当
	1.3. 認証森林所有者・管理者または認定事業体と継続した取引関係が予定される。	今回の SGEC 認定事業体への取組は、地域で持続可能な森林経営を実現させるため、森林認証に一体となって取り組もうと結成された「オホーツクフォレストネットワーク」の取組に共鳴し、地域の素材生産業者として、認証材の適正な分別・表示と流通を担おうとするものであり、複数の SGEC 認定事業体とも取引関係にある。	妥当
	1.4. 認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的である	今回の取り組みは、オホーツク地域での認証林産物のブランド化に、地元素材生産業者として利用促進の一翼を担おうとするものであり、川下の認定事業体に対し、地域材として分別・表示された認証林産物を供給することに意欲的である。	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準2 分別・表示管理運営の体制	2.1. 認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てている。	同社では、「認証林産物の分別・表示管理方針（以下：管理方針）」を定めており、「認証林産物の分別・表示管理体制」及び、「認証林産物生産・出荷管理工程」を定めて、作業工程での分別・表示管理の徹底を図る計画が立てられている。	妥当
	2.2. 林産物管理責任者を設置し、認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っている。	同社では、「認証林産物と、それ以外の林産物が生産・搬出・保管・出荷の各過程で混在しないように」全体を管理する「認証林産物管理責任者」及び、分別・表示管理を担当する「分別・表示管理責任者」を設置し、管理体制を確立している。	妥当
	2.3. 自主的に内部検査が行える。	同社「管理方針」により「認証林産物管理責任者」が内部検査を行い、検査日時・検査内容・検査者名を記録することとしており、既存事業においても上記責任者が代理人として、山土場での内部監査を行っている。	妥当
	2.4. 現場従業員に対する適正な内部研修を行える。	同社「管理方針」により、担当者の新規就労時及び配置換え時には、分別・表示に関する内部研修を行うこととし、その他の従業員に対してもミーティングなどを行い、安全作業、SGEC森林認証、分別・表示の趣旨の徹底を図るものとしている。 なお、素材生産現場の指導マニュアルとして「「認証森林」伐採・搬出作業マニュアル」を定め、現場への周知を図っている。	向上目標 付記

基準	指標	確認事項	判定
基準3 製造工程における 分別・表示	3.1. 分別できる製造・加工・利用工程である。	伐採・搬出から、山土場検収までの工程は、認証森林であることの確認を怠らなければ、分別は容易である。 また、通常は山土場から直接取引先に出荷されるが、同社保管土場に搬入する場合は、保管場所の区分と表示を徹底することとしており、同社の全工程での分別は可能である。	妥当
	3.2. 製造工程・及び保管場所で分別状況が表示され、第三者が識別できる。	土場において、認証林産物と非認証林産物を明確に区分して置き、他の素材等と混在しないように認証林産物であることを表示することとしている。	妥当
基準3 製造工程における 分別・表示	3.3. 棚卸などにより、適正な保管数量の管理が行われている。	「認証林産物素材入荷・在庫管理表」を作成し、月ごとの入・出荷数量及び保管数量、生産地等を記録する。 認証材の履歴については、伝票など帳票類を5年以上保存し、認証林産物の流通・情報交換、開示に備えることとしている。	妥当
	3.4. マーク取扱い要領に従ったマーク表示が適切に実行できる。	同社「分別・表示管理方針」により、「素材の出荷に当たっては、認証林産物であることが確認できるよう製品木口、表面の何れかに SGEC マークを表示する」としており、認定取得後、認証マークと伝票の正確な受け渡し、生産地・数量・販売先・在庫等の認証林産物履歴の帳票管理を現場に徹底することを確認した。	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準4 林産物の適 正な履歴管 理	4.1. 林産物の履歴内 容を証明できる 納品伝票など帳 票類が作成・保存 されている。	既存伝票など帳票類は、取引先ごとに ファイルされ、適切に保存されてい る。 なお、これら伝票など帳票類は最低5 年間保存し、認証林産物の流通、情報 交換、開示に備えることとしている。	妥当
	4.2. 入荷・出荷・在庫 の状況が、書類ま たは、電子媒体に よって管理され、 認証林産物と非 認証林産物のコ ード番号が明確 に区別できる。	伝票などの帳票類は、適正に管理・保 管されている。 認定後は、「伝票など帳票類において、 認証林産物と非認証林産物をコード 管理によって区分し、その明確化を図 る」としている。	妥当
	4.3. 需要者・消費者か らの求めに応じ て、分別表示の履 歴内容等を明示 できる。	認証林産物の専用台帳を作成し、認証 材の生産地、購入先、数量、販売先等 の認証林産物の履歴を記録すると共 に、伝票など帳票類を5年以上保存す ることとしている。 また、取引先の要望に応じて、生産森 林での履歴等を表示した「認証林産物 証明書」を発行することとしている。	向上目標 付記

【主な確認資料】

- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 認証林産物の分別・表示管理計画書
- ・ 認証林産物の分別・表示管理体制
- ・ 認証林産物の生産・出荷工程図
- ・ 「認証森林」伐採・搬出作業マニュアル
- ・ 安全管理計画
- ・ 緊急時の体制及び対応
- ・ 認証林産物 素材入荷在庫管理表
- ・ 土場敷地配置図